２００５年7月１日

〒344-8577　埼玉県春日部市中央6-2
　春日部市役所　広報公聴課気付
　春日部市長　　三枝　安茂　様

〒●●●－●●●●
東京都足立区●●●●●●●●●●
半沢一宣

件名：東武鉄道「スペーシア」の件に係る
春日部保健所あて要請書の転送のお願い

　前略　いつもお世話になっております。
　標記の件につきまして、６月９日付けで東武鉄道に送付した質問状に対して、６月３０日に回答書が届きました。しかしその内容は「踏切事故については今なお警察が捜査中なので、回答を差し控えさせていただく」旨の事務的な連絡のみで、「スペーシア」の問題等についても全く言及されていませんでした。このことは、東武鉄道の見解が「(踏切事故とは関係のない)『スペーシア』の問題等についても改善策を講じる意思がないと解釈されて差し支えない」というものであることを、意味していると考えられます。
　そこで別紙のとおり、６月２４日付け「春広収第４００５号文書」により貴課から御教示いただきました、春日部保健所保健予防推進担当あて要請書を作成してみました（資源節約のため、添付資料とも両面印刷とさせていただきました。御理解と御了承のほどお願い申し上げます)。
　御多忙のおり誠に恐縮ですが、別紙要請書と関連資料一式を、同担当あて御転送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
　取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

草々

２００５年7月１日

〒344-8577　埼玉県春日部市中央6-2
　春日部市役所　広報公聴課気付
　春日部保健所　保健予防推進担当　御中
　（電話０４８－７３７－２１３３）

〒●●●－●●●●
東京都足立区●●●●●●●●●●
（家庭の事情により電話番号省略）
（留守電、携帯、ＦＡＸ、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽは無）
半沢一宣（はんざわ・かずのり）

東武鉄道の特急「スペーシア」の春日部駅乗降口に関する
健康増進法２５条違反行為の是正指導方のお願い

　前略失礼いたします。
　標記の件につきまして、貴市広報公聴課から御助言いただき、御連絡申し上げます。
　この件については、既に同課から貴所に概要の御説明がなされている由伺っておりますが、問題の本質を一言で言えば、
「東武鉄道が、春日部駅で特急『スペーシア』を利用する乗客（主に貴市及び近隣地域の住民）に対して、受動喫煙による健康被害を強要する状況が存在していることを、乗客から指摘されたことで認識しているにもかかわらず、これを意図的に放置し続けている」
ということです。

これまでの事実経過
　東武鉄道の特急「スペーシア」は全列車６両編成で、今年３月１日からは東武日光寄りの１～４号車が禁煙車、浅草寄りの５・６号車（６号車は個室車）が喫煙車とされています（２月２８日までは１～３号車が禁煙車でした)。
　一方、東武鉄道では短距離客の不正利用（特急券を買わないで乗車する）を防止するため、春日部駅における乗降口を２号車と５号車の２ヶ所に限定し、ここに係員を配置して特急券のチェックを行うこととしています。
　今回私が問題としているのは、３月からの禁煙車拡大に伴って「スペーシア」の４号車が禁煙車とされるにあたり、東武鉄道が適切な対応策を講じていないことから、
「４号車の利用者が春日部駅や「スペーシア」車内の案内掲示に従って４号車最寄りの５号車から乗降しようとすると、５号車が喫煙車であることと、駅停車中は客室とデッキとを仕切る自動ドアが開きっぱなしになりがちなことのために、５号車のデッキを通り抜けるときに受動喫煙を強要されてしまう」
問題が放置され続けていることです。
　私は一昨年の秋に、東武動物公園駅における特急「りょうもう号」において、これと全く同じ迷惑受動喫煙被害を受けたことがあります。そのとき私は、東武鉄道の本社鉄道事業本部営業部ＣＳサービス課に苦情を申し出ました。そのときの東武鉄道の回答は、要旨「５号車だけでなく２号車からも乗降できるのですから、５号車から乗降した半沢様の責任であり、当社には過失がないと考えております」というものでした。しかし、そのように主張するならば、「５号車は喫煙車ですので、５号車乗降口を通り抜けるときに受動喫煙による健康被害が生じるおそれがありますから、それを望まないお客様は２号車から御乗降ください」という意味の案内がなされているのでなければ、話のつじつまが合いません。

しかし、そのような案内は、当時の「りょうもう号」車内及び東武動物公園駅構内のいずれにも、どこにも見当たりませんでした。

その後、今年１月に「スペーシア」の禁煙車を４号車まで拡大するという東武鉄道からの発表を知ったとき、私は春日部駅における「スペーシア」の５号車乗降口において、かつて私が「りょうもう号」で受けたのと全く同じ迷惑受動喫煙被害が繰り返し引き起こされてしまうに違いないと確信し、貴市広報公聴課に通報しました。その後私は、３月上旬になってから、東武鉄道がこの問題に係る何らかの対策を講じているかどうかを確かめるため、春日部駅に出向いて案内掲示などを調査しました。しかし、問題の迷惑受動喫煙を防止するための対策は、何ひとつ講じられていませんでした（「スペーシア」車内の案内掲示は未確認）。

以上のことから私は、東武鉄道が春日部駅での「スペーシア」５号車乗降口における迷惑受動喫煙問題の存在を認識していながらそれを確信犯的に放置していることは間違いない、そしてこれが健康増進法２５条違反行為なのは明白である、と結論づけました。

このことについて私は、６月９日付けで、３月に当地で発生した踏切事故に関連する問題などと一緒に説明を求める質問状を、東武鉄道に差し出しました。しかし東武鉄道は、この問題について未だ説明責任を果たしていません（６月３０日現在）。

貴所におかれましては、東武鉄道が、利用者　沿線住民に健康被害が及ぶ状況を故意（意図的）に放置している悪質さに鑑み、このような状況をすみやかに是正するよう御指導くださることと、一定の期間内にその是正がなされない場合には東武鉄道の社名と同社の違法行為の事実とを公表されますよう、本状により要請いたします。

また、この件についての貴所から東武鉄道への御指導の内容、及びそれに対する東武鉄道からの回答内容などにつきまして、後日（なるべく書面にて）私あて御報告いただければ幸いでございます。

御不明な点がございましたら、上記半沢までお問い合わせください。

添付資料目録

①ホームページに掲載中の書き下ろし解説「東武鉄道『スペーシア』の迷惑受動喫煙問題」
（この問題の解決案と、東武鉄道がその導入に消極的な理由について、解説した部分があります）
②２００３年１２月　８日付け　東武鉄道ＣＳサービス課あて抗議文
③平成１５年１２月１９日付け　東武鉄道ＣＳサービス課からの回答書

その他、私が一昨年体験した、東武動物公園駅における「りょうもう号」５号車乗降口の問題についての詳細は、春日部市立中央図書館にも寄贈済みの資料集『東武鉄道のたばこ問題２００３－２００４』の１９６ページ以降に収録していますので、御参照いただければ幸いです。また、下記のホームページにも関係資料一式を掲載中です。

http://www.geocities.jp/mgmlkos/hnzw/ryomo/RYOMOindex.html

東武鉄道本社・鉄道事業本部営業部ＣＳサービス課の連絡先

〒131-8522　東京都墨田区押上一丁目１番２号
電話　　０３－３６２１－５２０５・５２０６
ＦＡＸ　０３－３６２１－５２２７（ＣＳサービス課の前身である旅客サービス課時代の番号ですが、たぶんこれで間違いないでしょう）

以上